

令和5年度第2回
千葉市障害者施策推進協議会

令和5年12月13日

令和5年度第2回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和5年12月13日（水曜日）午後7時00分～午後9時00分

2 場所 千葉市役所1階正庁

3 出席者

（委員）大濱会長、初芝副会長、緒方委員、菊池委員、国本委員、坂本委員、佐久間水月委員、白井委員、高梨委員、高山委員、内藤委員、成田委員、新倉委員、山下委員
（事務局）白井高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、布施障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、他2名

計21名

4 議題

- (1) 会長の選出について
- (2) 副会長の選出について
- (3) 障害者差別解消支援部会の委員選任について
- (4) 第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の原案について
- (5) その他

5 議事の概要

- (1) 会長の選出について
委員の互選により、大濱委員を会長とすることに決定した。
- (2) 副会長の選出について
委員の互選により、初芝委員を副会長とすることに決定した。
- (3) 障害者差別解消支援部会の委員選任について
事務局より委員名簿（案）を提示し、説明の後、会長からの指名により委員が決定した。
- (4) 第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の原案について
事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
- (5) その他
委員からの情報提供の後、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第2回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

初めに次第、続いて座席表、委員名簿、千葉市障害者施策推進協議会条例、資料1といたしまして、障害者差別解消支援部会委員名簿(案)、資料2といたしまして、第6次千葉市障害者計画等の構成(原案の概要)、資料3といたしまして、第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画(原案)、以上をお配りしております。

お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、お手元にそろっているようですので、会議に先立ちまして、高齢障害部長、白井より御挨拶申し上げます。

(白井高齢障害部長) 委員の皆様、こんばんは。高齢障害部長の白井でございます。

本日は大変お忙しい中、また、このような夜分にもかかわらず、この協議会会議に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には日頃より障害福祉行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日は、今年度第2回の協議会でございますが、9月の第1回の協議会の後に委員の改選がございまして、改選後といたしましては初めての会議でございます。改めまして今後2年間、本市の障害福祉行政の運営に対し、皆様方の御知見を賜りたく考えておりますので、どうぞ今後とも御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は先ほど司会からもありましたとおり、第6次千葉市障害者計画、第7期千葉市障害福祉計画、そして第3期千葉市障害児福祉計画の原案を主たる議題とさせていただいております。前回の第1回の会議で御承認いただきました計画の骨子をベースといたしまして、重点課題への対応方針、また基本目標を達成するために取り組む主な事業、また障害福祉サービスの提供の目標値や見込量などを盛り込み、計画の形にしたものとなっております。

委員の皆様方の専門的な見地からの御意見を賜りながら、年明けに実施予定のパブリックコメント手続に向けまして、計画(案)として固めてまいりたいと考えております。

障害のある方がその力を最大限発揮いたしまして自己実現できる社会を目指し、障害福祉施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ぜひ忌憚のない御意見、また活発な御議論、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は協議会に引き続きまして、障害者差別解消部会を開催させていただく予定としております。令和6年4月から民間事業者におきましても、合理的配慮の提供が求められることも含めまして、大変重要な部会であると認識をしております。一部の委員の皆様方には続けての会議となり大変恐縮ではございますけれども、御理解いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますけれども、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。

さて、本日は委員の改選後、初めての会議でもございますので、ここで私から名簿順に委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、千葉市身体障害者施設連絡協議会会長、伊藤文彦委員でございます。なお、伊藤委員につきましては本日欠席でございます。

次に、千葉市医師会副会長、大濱洋一委員でございます。

(大濱委員) 大濱でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。

次に、千葉障害者職業センター所長、緒方昭一郎委員でございます。

(緒方委員) 緒方でございます。よろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市自閉症協会会長代行、菊池裕美委員でございます。

(菊池委員) よろしくよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市身体障害者連合会副会長、国本雄一郎委員でございます。

(国本委員) どうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市歯科医師会会長、斉藤浩司委員でございます。なお、斉藤委員については本日欠席でございます。

次に、特定非営利活動法人千家連理事長、坂本雅雄委員でございます。

(坂本委員) 坂本でございます。よろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉商工会議所常務理事、佐久間正敏委員でございます。佐久間委員につきましても本日欠席でございます。

次に、千葉県弁護士会弁護士、佐久間水月委員でございます。なお、佐久間水月委員につきましては、7時30分頃に到着されるということで伺っております。よろしくお願いいたします。

次に、千葉公共職業安定所所長、佐藤幸生委員でございます。なお、佐藤委員につきましては本日欠席でございます。

次に、千葉市立養護学校校長、白井貴委員でございます。

(白井委員) 白井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市身体障害者連合会会長、高梨憲司委員でございます。

(高梨委員) 高梨です。どうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市身体障害者連合会副会長、高山功一委員でございます。

(高山委員) 高山です。どうぞよろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市民生委員児童委員協議会副会長、内藤八洲夫委員でございます。

(内藤委員) 内藤でございます。よろしくお願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市手をつなぐ育成会会長、成田智子委員でございます。

(成田委員) よろしく願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会理事、新倉義広委員でございます。

(新倉委員) 新倉といいます。よろしくお願ひします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。

次に、千葉市社会福祉協議会会長、初芝勤委員でございます。

(初芝委員) よろしく願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

次に、千葉大学医学部附属病院准教授、村田淳委員でございます。村田委員につきましては、まだ見えていないようですので、お待ちしたいと思います。

次に、淑徳大学教授、山下幸子委員でございます。

(山下委員) よろしく願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) よろしく願いいたします。

以上でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、先ほど御挨拶いたしました高齢障害部長の白井でございます。

(白井高齢障害部長) 白井でございます。よろしく願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 次に、高齢障害部障害者自立支援課長の太田でございます。

(太田障害者自立支援課長) 太田です。よろしくお願ひ申し上げます。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 次に、高齢障害部障害福祉サービス課長の布施でございます。

(布施障害福祉サービス課長) 布施でございます。よろしく願いいたします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) 次に、高齢障害部精神保健福祉課長の小倉でございます。

(小倉精神保健福祉課長) 小倉です。よろしくお願ひします。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) そのほかの職員につきましては、お手元の座席表にて御確認いただき、紹介は省略とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の協議会でございますが、千葉市身体障害者施設連絡協議会会長、伊藤文彦委員、千葉市歯科医師会会長、斉藤浩司委員、千葉公共職業安定所所長、佐藤幸生委員、千葉商工会議所常務理事、佐久間正敏委員が欠席となっておりますが、また、村田委員、佐久間委員がまだ到着されておられません、委員 19 名中 13 名の出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第 5 条第 2 項に基づきまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第 25 条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。存じます。

議題 (1) 会長の選出についてです。

議事の進行につきましては、条例において、会長が行うこととなっておりますが、会長が選出されるまでの間、白井高齢障害部長を仮議長として進行したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(翠川障害者自立支援課課長補佐) どうもありがとうございます。

御異議がないようですので、白井高齢部長を仮議長として議事を進行させていただきます。

白井部長、よろしくお願いいたします。

(白井高齢障害部長) それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

会長の選出につきましては、千葉市障害者施策推進協議会条例第4条第2項の規定により、委員の互選で定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

高山委員。

(高山委員) 連合会の高山でございます。

この協議会の会長は、今まで市の医師会を代表して参加をいただいている委員が就任をされていますので、大濱委員を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(白井高齢障害部長) ありがとうございます。

ただいま高山委員より、会長に大濱委員との御提案があり、皆様方に拍手をもって御信任いただいたということで、いま一度よろしいでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(白井高齢障害部長) ありがとうございます。

それでは、御異議がないようでございますので、大濱委員に会長をお願いしたいと存じます。

大濱会長には席をお移りいただきまして、就任の御挨拶をいただいた後、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、ここで私の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

(席の移動)

(大濱会長) ただいま、皆様の御推挙により会長を仰せつかりました、千葉市医師会副会長の
大濱でございます。

本協議会は千葉市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために審議する協議会
でございますので、委員の皆様にはそれぞれ専門の立場から活発に御議論いただき、会の円滑
な運営を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題の(2)、副会長の選出についてですが、条例の規定により、会長と同様、委員の互選
となっておりますが、いかがいたしましょうか。

菊池委員、お願いします。

(菊池委員) 自閉症協会の菊池です。よろしくお願いいたします。

成年後見ですとか各種ボランティア事業などを通じて障害者の実態に詳しい社会福祉協議会
会長の初芝委員にお願いしたらいかがかと存じますが、よろしいでしょうか。

(大濱会長) ただいま菊池委員より、副会長に初芝委員をとの御提案がございましたが、いか
がでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(大濱会長) よろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、初芝委員に副会長をお願いしたいと思います。

では、初芝副会長には席をお移りいただきまして、就任の御挨拶をいただきたいと思います。
(席の移動)

(初芝副会長) 社協の初芝でございます。よろしくお願いいたします。

副会長として会長の補佐役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(大濱会長) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題の(3) 障害者差別解消支援部会の委員選任について、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪でございます。

それでは、議題につきまして説明を申し上げます。座って説明をさせていただきます。

では、資料1の障害者差別解消支援部会委員名簿(案)を御覧ください。この部会は障害者差別に係る個別事例の検討などをしております、この協議会の委員を、より関連する事案につきまして絞り込ませていただきまして、そこでより具体的な協議を掘り下げてしていただく必要があると考えております。よって、障害のある方の団体、家族会、医療、事業者、法曹、教育、地域活動のそれぞれの分野の委員の皆様をもって構成しております。

今回、委員の皆様につきましては、お手元の資料を御確認いただき、この案のとおりお諮りしたいと思います。恐れ入りますが、個別の委員の御紹介は省略をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

(大濱会長) ありがとうございます。

特段御異議がなければ、この案をもって会長による委員指名とさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(大濱会長) では、この案で決定いたします。

なお、本日の協議会終了後に、引き続きではありますが、本年度第1回の部会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議題の(4)第6次千葉県障害者計画・第7期千葉県障害福祉計画、第3期千葉県障害児福祉計画の原案についてに移ります。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。

それでは、議題の(4)につきまして、私から説明をさせていただきます。座って説明いたします。

まず、お手元の資料の資料3、100ページを超えるかなり厚い資料ですが、これが第6次千葉県障害者計画等の3計画の原案でございます。ただ、御覧のとおり量が極めて膨大ですので、資料2、第6次千葉県障害者計画・第7期千葉県障害福祉計画、第3期千葉県障害児福祉計画の原案概要の資料によって説明をさせていただきます。

まず、この資料を事前に送付をさせていただいているところですが、こちらの不手際等もありまして、本日、かなりの箇所を変更いたしまして机の上に置かせていただいております。本来であれば、事前に同じ資料を送付して熟考いただきたいところでしたが、この場を借りておわび申し上げます。

主な変更点につきましても、重ねて説明をいたします。

それでは、まずお手元の資料 2、第 1 部総論でございますが、総論の中の計画の策定に当たっては、御覧の計画の策定の趣旨やほかの計画との関係、期間等で、これは時点修正をかけておりますが、恐縮ですが説明は省かせていただきます。

次に、資料 3 でいきますと 4 ページから、ここからが本市の障害の在り方の現状の様々なデータ、あるいは昨年度実施した障害のある方、団体の皆様、事業者の皆様への実態調査の結果の抜粋を載せております。これは最新の情報に全て更新をしております。かいつまんで説明いたしますと、例えば最初のページから 3 つの障害の手帳を所持されている方、この数の推移を書いておるんですが、身体、知的、精神それぞれの手帳をお持ちの方はそれぞれ増加しています。特に増えている幅が大きいのが精神障害者の方。次に療育手帳、知的障害者の方となっております。身体障害者の方も増えてはおるんですが、近年の推移は微増といったところで、1%を切る増加幅になっております。

なお、知的障害者の方につきましては、比較的軽度と言われる B-1、2、このあたりの方がかなり増えているという傾向がございます。

以上が障害者の方の手帳をお持ちの方の推移についてでございます。

次に、実態調査の結果でございますが、資料 3 の例えば 17 ページ、ここは障害のある方の介助者の困っていることについてでございます。在宅の 18 歳以上の方は、やはり「介助者の高齢化に不安がある」が 1 番になっております。一方で、その次のページ、18 歳未満の児童の方の保護者さん、主に保護者様でございますが、こちらになりますと「緊急時の対応に不安がある」、あとは「精神的な負担が大きい」等、こちらはより今、差し迫ったケアのお悩みとかそういったところが上位に来ておることが傾向として見てとれるところでございます。

さらに、発達障害のある方になりますと、今度は「精神的な負担が大きい」、こういったことが上位になっていまして、その発達障害のある方に対する保護者、主に御両親、御家族の方でも非常に接し方に悩んでいる方が多い、そんなことが見てとれる結果となっております。

次に、資料 3 で見ますと 23 ページ、こちらは障害のある方の就労についての実態調査の結果でございます。18 歳以上の方で仕事を今していない方で仕事をしたいと答えている方は 4 割を超えております。このアンケート自体は、極めて重度の在宅の方も含めての結果でございますので、4 割というのは決して少なくない非常に大きい数字と考えていいと考えております。

そして、その次のページ、24 ページ、25 ページになりますと、障害のある方の就労支援に必要なことでございますが、この結果、両方 18 歳以上になる方とともに、職場の障害のある方への理解、あるいは職場の上司、同僚に障害の理解があることとなっていまして、職場のいわゆる施設的なバリアフリーとか、そういったことではなくて、やはり障害のある方のソフト面の理解、そういったものが近年の結果では上位に来て、必要なものとなっていることが読み取れる結果になっています。

そして、次に 40 ページ、障害のある方に対する市民の理解度、障害のある方から見て市民の皆さんがどういう理解をされているかという、その結果については、残念になりますが、全ての在宅の方、18 歳未満の方、発達障害のある方について、あまり理解されていないというところが多い結果となっております。この結果は前回の 3 年前の調査よりも悪くなっております。障害のある方の理解をまだまだ促進していく必要があると重く捉えているところでございます。

これらの結果を踏まえまして、42 ページからが計画の基本的な考え方になっています。

まず、42 ページ以降は基本理念になっていまして、これは前回の骨子の御了解を得たときに文言を変えておりまして、最後を見ていただきますと、「必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに」、ここからが変わっていますが、「あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築」するとなっております。

そして、次の計画の視点は、この資料2にありますとおり、障害者差別解消改正法、あるいは障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、新型コロナウイルス感染症など、時点を修正して書き加えております。

そして、各論でございます。資料3の原案ですと、46 ページからになります。ここからは大変数が多いので、前回の現計画と変わっているところのみの御紹介とさせていただきます。

まず、重点課題でございますが、46 ページからの親なき後を見据えた支援は、時点修正以外は特段変更はございませんので、割愛をさせていただきます。

次に、資料3でいきますと 48 ページ、発達障害者への支援でございますが、こちらはまず現状として、文部科学省の調査によって最新の令和4年の調査ですと、小学校、中学校で知的の発達の遅れはないけれども、学習に著しい困難等があると示された結果が 8.8%に上がったという結果などの修正を加えております。あとは現在、市が進めようとしております気軽に相談できる窓口の設置の必要性。あと強度行動障害に係る実態調査、これの予定などを書き加えております。

あとそれぞれの重点課題にぶら下がる事業は加わっているんですが、これは各基本目標の事業の紹介に代えさせていただきます。

次に、資料3でいきますと 51 ページ、重度の障害のある方たちへの支援でございます。ここでは今までの施策展開や新しい医療的ケア児に係る、令和3年に成立しました法律、あるいは千葉県医療的ケア児等支援センター（ぼらりす）の開設など、あと今年度実施している医療的ケアが必要な方の調査、こういった時点の修正を加えております。

次に、53 ページからの働く人や働きたい人たちへの支援、これは重点課題そのものを新しく加えております。主に書いてあることとしましては、この我々の行った実態調査の結果を反映する。あるいは、その結果、職場での意識啓発、相互理解、あるいはアクセシビリティの向上など、障害のある方が持続的に働くことができる環境整備が不足しているなどの課題を示しまして、基本目標にある各事業をここに再掲をしております。

なお、課題認識としてアンケート結果では障害のある方の理解が職場とか職場の方の理解の促進が必要とありましたが、この協議会で御発言あったとおり、障害のある方からもお困り事を話していただいて分かり合っていただくというのが大事ですので、この計画の言葉ではあえて相互理解という言葉を使っていることを申し添えます。

次からがそれぞれの基本目標に係る個別の事業が 55 ページから書いております。ここは全ての事業を紹介するのは難しいので、新しい事業を中心に紹介をしています。

まずは、この目標は従来は基本目標2になっていたんですが、中長期指針の最終段階の計画なので、目標1に今あります相談支援の充実を、あえて前に持ってきて地域生活の充実こそが我々の目指している最終ゴールの一番大事なこととしまして、1に位置づけております。

そして同時に、自立した地域生活の重要なものとして、一般就労の支援、福祉的就労の支援、以前は社会参加のチャプターであったものをあえて最後に載せて進めていくということにしております。

そして、ここに追加した2行は今のところ今の位置でございます。上から重度強度行動障害加算事業、重度障害者等就労支援特別事業、うつ病対策講演会の3つとなっております。

次に、資料3でいきますと63ページ、資料2でいきますと3ページの紹介になりまして、相談支援の充実でございます。これは1から2に目標が変更となっているとともに、こども発達相談室の設置に係る記述を追加しております。

そして、事業としましては、こども発達相談室の開設、あと重層的・包括的支援体制の構築、いわゆる千葉市の福祉まるごとサポートセンター、この10月から発足した制度に係る2つの事業、あと難病相談支援センター事業、この4つを追加しております。

次に、基本目標3保健・医療の充実でございますが、ここは時点修正等のみとなっております。

そして、基本目標4、71ページからになりますが、障害児に対する支援の充実でございます。資料2では4ページに移りますが、2つの事業を追加しています。1つ目はアフタースクール、これは放課後の子どもルームという就労している方の世帯のお子さんを主に預かる、いわゆる小学校における保育所などなのですが、そこに全ての就労の有無にかかわらず、お子さんを受け入れようとして新しく設置を開始している事業でございます。

あとは通級指導教室を増やすと。通常学級にいらっしゃる方の言語障害、難聴、学習障害の方が別の学校に通ってもらおうというところを増やすという取組が書いております。

次、資料3でいくと77ページ、理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシーの目標ですが、ここには先ほども紹介しました障害者差別解消法改正法、あるいは情報アクセシビリティに関する法律、こういった国の法制度の動き、あるいは意思疎通の円滑化をはじめとした環境整備の重要性を追加しております。

事業としましては、パラスポーツ推進関係者会議の設置とパラスポーツ教室の開催というスポーツ関係の2つの事業を追加しております。

基本目標の最後、6生活環境の整備、資料3でいうと84ページからの目標は、時点修正のみとなっております。

そして、第3部、ここからは第7期障害福祉計画のチャプターに入ります。ここではまず、国の基本指針で定められました項目や目標値、見込量を設定を最新のものに置き換えております。ただし、これは今の数字の中には積算を進めているものもありまして、あくまで現時点の積算結果、今後の修正の可能性あることを申し添えます。

あと、これ以降のページの数値、内容は事前に送付したのから全面的に結果を置き換えておりますので、大変申し訳ございませんが、机上の資料3を基に今後の議論を進めていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

ここの中での個別の追加等ですが、まず90ページの成果目標ですが、地域生活支援拠点の整備という、資料3でいきますと2の(1)の文章の中で、コーディネーターの配置人数などを新たに決めることとなっておりますので、その項目。

あと、その90ページの1つ下(2)、強度行動障害を有する障害のある方に対する支援の充実につきましては、強度行動障害を有する、このチャプターを追加しております。

そして、その2ページ後、活動指標についてですが、ここにつきましては、国の基本指針に基づきまして、相談支援の体制充実・強化のための取組の中に、ページでいうと93ページが一番下にありますが、新しく個別事例の支援内容の検証の実施回数と主任相談支援専門員の配置数、この2つの項目を追加しております。

そして、第3章、96ページ以降の指定障害福祉サービス等の見込量につきましても、資料2の5ページが一番下にありますが項目を追加しています。これはここに精神障害者の自立訓練の利用者数、あと重度障害者の生活介護、重度障害者の短期入所の福祉型と3つ精神障害とあとは主に重度の障害のある方を見込数を抜き出して書くという項目が追加となって新しく設定をしております。

そして、資料2でいきますと最後の6ページに移りまして、資料3ですと100ページ以降、ここが地域生活支援事業とあって、障害福祉サービス以外の様々な市町村の実施することとされている補助事業が掲載されております。ただ、ここにつきましては、基本指針の内容に基づいて、引き続き現計画にある取組の令和6年から8年度の見込数をそれぞれ更新して書いております。

最後の第4部、障害児通所支援等の見込量等でございます。資料3のページでは107ページ以降になります。この図にある数字もやはり現時点での目標見込量を書いておりますが、まだ現時点で積算中のものもありますので、今後直す可能性があることを御了承くださいませ。

主な追加内容ですが、まず107ページからの成果目標ですが、ここは今までの2番目、障害児の地域生活、今までは保育所等訪問支援の充実となっていたものを、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）としまして、国の基本指針に基づいた内容に変更をしております。

あと最後の章、第2章、指定通所支援等の見込量と確保の方策は109ページからになりますが、これは各サービス等について令和6年度から3年間の見込量等に数字を置き換えております。

そして第5部、計画の推進についてですが、これは関係機関等との連携、進行管理等につきまして、これは特段の大きな変更なく引き続きこのとおり取り組むこととしております。

以上、内容の抜粋のみの御説明となったこと、あと事前送付から大きく内容が変わっておりますことを御了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、説明は以上とさせていただきますので、皆様の活発な御議論いただきますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（大濱会長） どうもありがとうございました。

では、ただいまの説明に対して、御意見、御質問等はございますでしょうか。どうぞ。

（緒方委員） 千葉障害者職業センターの緒方でございます。

ハローワークの所長さんがおいでじゃないので、就労関係のところで集中的にお話というか、質問も含めてさせていただきたいんですが、まず、資料3の61ページの35のところ。ここは障害者就労支援キャリアセンターの運営参画、これは非常に千葉市にとっては大きな1つの支援といえますか、キャリアセンターさんがあるというところで、そこには全く異論はございません。ただ、ここはすみません、今まで私もきっちり見れていなかったんだと思いますが、

中段あたりの事業主には雇用に関する相談、ここまではいいんですが、企業内ジョブコーチの育成等を行います。この企業内ジョブコーチというのの育成をしていくということは、厚労大臣の指定された機関で一定のカリキュラムをきっちりこなしていくということが一般的にジョブコーチ、職場適応援助者を養成、育成していくということになります。ジョブコーチという言葉は決して専売特許ではありませんので、本人が名乗ればジョブコーチと言えるんですが、もう今、そういう養成研修を受けて、きちっと資格認定をされた企業型のジョブコーチ、企業内のジョブコーチの方が多く出てきております。その中で、企業内ジョブコーチを35番で育成等を行いますと言ってしまうと、ちょっと混同が出てしまうかなというところなんです。

具体的に修正案としては、ジョブコーチという言葉を外して、企業内で障害者の職場定着を支援する人材の育成等を行います。これはキャリアセンターの掲げるところの、この企業内ジョブコーチというのは、やはり社会的にもすごく注目を浴びているところがありますので、きちっと研修体系を持って研修を受講して、またその後のスキルアップ研修を受けているジョブコーチと、市がキャリアセンターの実際企業訪問で支援をしていらっしゃる状況を見たときに、この文言については一度御検討いただければと思います。そこが1点目です。

長くなってすみませんが、それとあと資料3の91ページの3、福祉施設から一般就労への移行ということで、傍線が入っている後段にあります、就労移行事業所等による支援のみならず、千葉障害者就業支援キャリアセンターなどの独自の取組によるアプローチも複合的に行っており、まさにそのとおり。一般就労に向けて就労移行支援事業所等を利用することが唯一の方法ではないことから、これは目標に設定しないということが次期の計画の中で出てきているわけですが、様々な地域というか、全国的にも支援機関があり、その自治体自治体で独自の取組がされていらっしゃる。それは千葉でいうとキャリアセンターの独自の取組である。それはそれとして、大きな就職に結びついている一つの動力であろうと思うんですが、一般就労に向けて就労移行支援事業所等を利用するから、そこから社会参加する、就職する。これが一番最初、平成17年に自立支援法ができて、そこから総合支援法に変わってくる中で、やはり福祉体験を変えて一般就労を目指していこうと。これは国の基本方針の中にも入っていて、この就労移行支援事業所から就職する者の数をあえて設定しない、この辺のことが私にとっては違和感がある。それを設定した上で、プラスキャリアセンターとか市の独自の取組でどういうふうに就職していったか、それは社会参加、就職者の全体像なのかと思うんです。ここについて事務局の御意見をいただきたいということです。

それともう一点、同じページの、ごめんなさい、長くなって、下のところです。就労定着支援事業の就労定着率、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を、ここでいう事業所というのは、7割以上の定着支援事業所という意味で取るのか、企業という意味で取るのかを全体の2割5分以上とする。定着支援事業所が定着支援に取り組んで、その利用者、サービスをした利用者さんの7割以上が事業所に定着した、企業に定着した、そういう定着支援事業所等の数を2割5分以上とする、そういう理解でよろしいんですか、そっちですよね。だから、今それですっと落ちました。

3番目は結構です。すみません、大きくジョブコーチというもの、特に企業内のジョブコーチ、育成・養成というところ。あと福祉サービス事業所からの就労への通知、これについてはいかがなんでしょうかというところです。すみません、長くなりました。

(大濱会長) では、ただいまの御質問について事務局のほうからお願いします。どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。御意見ありがとうございます。

まず、ジョブコーチの記載ですが、おっしゃるとおり、ジョブコーチは本来出てくる名称の方というのは、指定のあった研修を受けたということで、その中で、私どもの計画の冊子でのジョブコーチというのが、そういった資格を持った方と任意的なものと混ざってしまっているとともに、キャリアセンターさんが主に関わって育成している方というのは、どっちかというところ恐らく後者の方であろうということでありまして、おっしゃるとおりの記載のする方向で調整してまいります。ありがとうございます。

あと2つ目の就労移行支援の利用者をあえて書いていないと。これは現計画からこのようになっていきます。今回から変えたわけではなくて、ずっと千葉市の方針でやってきておりまして、ここに書いてあるとおりの国の考え方としては、就労移行支援事業所への数を上げていくと、そこが主な方法ですというメッセージがありますが、私どもとしては就労移行支援事業所だけではなく、特にキャリアセンターさんは一般的な各都道府県でのナカポツセンターさんに加えて訓練等の事業をやっていただいたり、研修の期間でより多くの支援員さんを置いていたりということで、両方使っていきたいという用いた、そういった目的をあえて両方書いていないというものになっています。

ただ、おっしゃるとおり、総合支援法前身の自立支援法が制定されてから就労移行支援というのは新しくできて、より恐らく国としては障害のある方を強く就労に結びつけたいということで生み出してきたサービスでもありますし、就労選択支援のようなサービスも出てきて、障害福祉サービスを経由して就労していくというルートがいろいろ充実してきていることも事実だと思っています。ですので、市が結構強い気持ちであえて設定しないということなので、どうするかは中で議論させていただきまして、就労移行支援の目標値を入れるのか、記載ぶりでもって、その仕組みのサービスの重要性を盛り込んでいくのか、そこは事務局で預からせていただきたいと思います。

ただ、就労移行支援の充実、重要性自体を千葉市もきちっと認識して進めていますので、ここは御理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(大濱会長) 緒方委員、よろしいでしょうか。

(緒方委員) 私の申し上げたかったのは、移行支援事業所等からの就職者というところでは、全国的にいろんな自治体では出てきているわけですね。そこが出ないことで何かマイナスじゃないですけども、何かイメージが数字の捉え方がずれてしまうとか、移行支援から出る人、キャリアセンターとかも含んで在宅の人も含めて一般就職に結びついた人、この2つの数字が出てくると、分かりました。去年の前回の計画にもなかったもので、そこでそう大きな議論になっていないのであれば、そこを私が強く押すものでもありませんので、全体的なバランスだと思います。そこはお任せします。

(大濱会長) よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

(菊池委員) ちょっとお伺いしたいんですけど、資料2の5ページの下のところ追加という項目があるんですけど、重度障害者の生活介護と重度障害者の短期入所というのは、医ケアの方ということで理解してよろしいですか。

(大濱会長) どうぞ、事務局。

(布施障害福祉サービス課長) 障害福祉サービス課の布施でございます。

重度障害者の生活介護と短期入所のところなんですけれども、医療的ケアの方のみならず、強度行動障害とか高次脳機能障害の方も含めた人数ということで御了解いただければと思います。

以上です。

(菊池委員) ありがとうございます。

(大濱会長) よろしいですか。

(菊池委員) 強度行動障害が入っていいということですね。ありがとうございます。

(大濱会長) ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。どうぞ。

(山下委員) 山下です。よろしくお願いします。

私は今、資料3の90ページを見ています。施設入所者の地域生活への移行についてなんですけれども、こちら1の2段落目、国の基本方針では、削減について目標値設定することとしていると。ただ一方で、千葉市の障害福祉計画の中では、もちろん事情があるということは重々承知の上で、削減目標を設定しない。基本指針に沿って県や市の計画がつくられていくものだと思っていましたので、この兼ね合いをどう考えたらいいかということをお尋ねしたいなというふうに思いました。

もう一点は補足で、このすぐ下の目標達成に向けた取組のところですが、地域移行の際には居住の場確保と、そして相談支援の充実ということとともに、もし可能であれば、日中活動の充実というふうなことなんかも居住と日中活動とというのを併せて入れていくことで、地域移行というのがよりしやすくなるというところにつながるかなと思うので、それも浮かんだので発言させていただきました。

以上です。

(大濱会長) では、事務局のほう、お願いします。

(布施障害福祉サービス課長) 障害福祉サービス課の布施でございます。

まず1点目の御質問でございます。通常、国の指針に沿って計画を立てるものでございます。ただし、結局国の指針にはどうしても地域に沿わない部分もございますので、そこはあえて計画の中で、ここはこういう理由なので指針に沿って計画を立てませんということを計画に位置づけて、あえてそこは立てないというふうな形で計画策定を行っております。

2点目については、居住の場、日中活動の場につきましては、参考とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(山下委員) ありがとうございます。以上で結構です。

(大濱会長) よろしいですか。

では、どうぞ。

(佐久間(水)委員) 佐久間です。遅れてすみませんでした。

私は資料3の46ページ、親亡き後を見据えた支援についてなんですけれども、1の現状と課題の真ん中ぐらいに米印があって、親亡き後を見据えた支援についてとあります。ここに親御さんが亡くなった後だけではなくて、主たる介助者の支援を受けられなくなった場合も含むと書いてありますので、親亡き後の「亡き」という字を「亡」じゃなくて、平仮名で「なき」というほうを最近は使うようになってきていますので、そのあたりをもう一

度御検討いただければよろしいかなと思います。

以上です。

(大濱会長) 事務局、お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。

大変失礼いたしました。おっしゃるとおり、大変失礼な言葉だと思って申し訳ありません。ここはほかにも利用しているところがあると思いますので、きちんと直してまいります。ありがとうございます。

(大濱会長) よろしいでしょうか。どうぞ。

(菊池委員) 1つ先ほども山下先生がおっしゃってくださったグループホームのことなんですけど、グループホームと日中活動の場所が上手にリンクしていないと、送迎の義務はグループホームにはないので、通所の施設のほうがグループホームまで送迎してもらえないと、グループホームに入りたくても日中活動の場が消えちゃうので入らないということが今、生じようとしていて怖いので、日中活動の場がなくなるのは怖いので、グループホームに入れられないという方が結構いるんです。そこで、送迎というところをもう少し見直す何か機会があるといいかなと思っているのですが。グループホームに住みたい。でも日中活動の場所と離れていて、日中活動の場所は送迎してもらえないと、グループホームに帰れない。だから、グループホームは諦めますとって家から親が送迎しているというのがあるんです。なので、もう少しグループホームがどんどんできるのはありがたいんですけど、なぜ埋まらないか。新しいところを必死で探していますが、新しくグループホームを建てた事業所は入居してくれる人をたくさん探しているんですが、合わないんです。そこがもう少しうまくリンクできて、グループホームに入りながら日中活動の今までの場所に通えるという方法が欲しいと思っているんです。現状はないんです。

(大濱会長) 事務局、お願いします。

(布施障害福祉サービス課長) 障害福祉サービス課です。確かに日中活動と居住の場のグループホーム、障害福祉サービスの中ではそれぞれ分けてやっております。理想とすれば、より近いところがあればいいんですけども、同一敷地内であるということはなかなか今の指定基準では難しいので、やはり送迎とかがどうしても必要な場合も出てくるかと思えます。グループホームなんですけれども、今すぐこれの解決策を何とかというお話については、私も回答をすぐに持ち合わせていないんですけども、そのような課題があるということは今、認識していますので、その解決については国等の要望等も踏まえて、あるいはあとグループホームについては近年はかなりの増加があるので、日中活動の場にもかなり近いところにできているところも中にはあるんです、必ずしも近いところにあるとは限らないんですけども。そういうようなところを選んで探すということも選択肢の中の1つとしては、今、現状の中ではあるかもしれないんですけども、そういうような解決策しか今のところないので、そのような課題があるということは認識しましたので、今後そういう検討を国のほうにしていきたいと思っています。

以上です。

(大濱会長) どうぞ。

(菊池委員) 現状はグループホームがサービスでやって、無料でサービスを展開して送迎をしてくれているところも少しあるんです。それが無料で展開しているので、いつまで続

くんだらうとか、そういうのも疑問もあったりして、やっぱり私自身が子供は 38 歳で、私はもう 77 で、自分の老後も考えなくちゃいけないんですけど、自分がいなくなったときに、あの子は気持ちよく暮らせるところがあるだろうかというのが一番の心配なんです。やはりあの子に合ったところに行かせたいし、あの子が満足しているところに行きたいし、施設の職員の方もうちの子を受け入れてくれる、3 者がよくないと納得してこれから先を考えられない、親亡き後ですけど、考えられないので、そのためには何か 1 つ抜けても続かないので、そういうことを市全体として送迎をどう考えるかというような、そういう機会が、話し合える場があるといいのかなと思ったりするんです。通所の方の送迎について親にたくさん行っていたり、施設がやっていたり、いろいろばらばらなので、もう少しみんな話し合える場があるといいかなと思ったりしているので、これはお願いです、意見じゃないんですけど。よろしくをお願いします。

(大濱会長) 事務局、お願いします。

(布施障害福祉サービス課長) 先ほど補足するのを忘れたんですけども、今、国のほうでやはり送迎の運転手問題がありまして、なかなか人材確保が難しい。各施設でそれぞれ送迎の人を確保するのが難しいという中で、乗り合いで送迎ができないかというような検討が行われているところです。それで例えば学校と施設の車の送迎とか、そういうようなことができないかという検討を行っている中で、それが進んで発展していけば、菊池委員の想定していただける多機能の送迎が可能になってくれば、将来的にはそういうこともできる可能性もあるのかなというふうに思っています。

以上です。すみませんでした。

(菊池委員) ありがとうございます。

(大濱会長) よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、こちらを第 6 次千葉市障害者計画、第 7 期千葉市障害福祉計画、第 3 期千葉市障害児福祉計画の原案といたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(大濱会長) 異議なしということですので、それでは、第 6 次千葉市障害者計画、第 7 期千葉市障害福祉計画、第 3 期千葉市障害児福祉計画の原案を決定いたします。

なお、パブリックコメント前までに所要の修正を行いますことを申し添えておきます。

それでは、以上で議題の (4) を終わります。

次に、議題の (5) その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) 皆様、活発な御議論をいただき、貴重な御意見、誠にありがとうございました。会長からのお話あった所要の修正をそれなりの量になると思いますので、パブリックコメント手続前に情報提供として案を皆様には事前にお知らせしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の障害者施策推進協議会は来年 3 月に開催を予定しております。日時につきましては改めてお知らせをいたします。今回は来年 1 月下旬ぐらいから 1 か月間実施しますパブリックコメント手続の結果をお示しするとともに、計画の最終形を御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(大濱会長) ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

では、以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長に御一任をお願いいたします。

これをもちまして、令和5年度第2回千葉県障害者施策推進協議会を終了いたします。皆さん、どうもお疲れさまでした。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは、司会に戻ります。

委員の皆様には長時間にわたり、御審議ありがとうございました。

この後でございますが、障害者差別解消部会につきましては、引き続き部会に出席される委員の方のトイレ休憩と、またそれとそれ以外の退席される委員の方々の退席時間を兼ねまして、約5分ちょっとの8時15分ぐらいから、またこの会場で開催したいと思えます。部会の委員の皆様におかれましては、引き続きよろしく願いいたします。お帰りの委員の皆様におかれましては、お忘れ物ございませんよう気をつけてお帰りくださいますようによろしく願いいたします。

また、市役所駐車場を御利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡ししますので、お立ち寄りください。

本日はどうもありがとうございました。

午後8時10分閉会